

# 会議結果報告書

平成31年2月15日

会議の名称	平成30年度第2回情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成31年2月1日（金）13時30分～15時30分
開催場所	市役所 4階 第三委員会室
出席委員	竹前榮二委員（会長）、大貫結子委員（会長職務代理）、 西川和人委員、山崎誠司委員、武藤貴洋委員、爲井俊充委員、 鈴木和雄委員、羽賀佳和委員、清水賢三委員、長田義明委員 (計10人)
欠席委員	(計0人)
説明員職氏名	(長寿応援課) 渋谷主幹 (健康政策課) 清水副課長 (総務課) 明石主事 (防災危機管理課) 吉成主幹、加藤主任 (市民活動推進課) 飯田主査、細田主事 (環境推進課) 桜谷主幹 (政策推進課) 吉田主任、藤崎主事 (計10人)
議題	諮問事項 (1) 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に係る事前アンケート業務の外部委託について(長寿応援課) (2) 特定健診受診率向上事業受診勧奨業務委託について(健康政策課) (3) 文書保管等業務の外部委託について(総務課) 報告事項 (4) 避難行動要支援者システム更新について(防災危機管理課) (5) 外国人生活相談支援事業について(市民活動推進課)

	(6) 空き家現地調査等支援業務委託について(環境推進課) (7) 志木市将来ビジョン(第五次志木市総合振興計画)後期実現計画及び第6次志木市男女共同参画基本計画策定業務委託について(政策推進課)
結 果	審議の結果、承認された。  (傍聴者 0人)
事務局職員	菊池課長、明石主事
審議内容の記録(審議経過、結論等)	
<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>【諮問事項】</p> <p>(1) 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に係る事前アンケート業務の外部委託について(長寿応援課)</p> <p>&lt;説明員&gt;</p> <p>高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画は老人福祉法、介護保険法の規定に基づき、3年に1度保険料の基準額等を定める計画である。今回の計画は平成33年度から35年度までを策定し、要介護者等の実態や高齢者のニーズなどを的確に把握するための基礎資料とするための事前アンケート部分について外部委託を行うものである。</p> <p>今回の計画により個人情報扱うアンケートは2種類があるが、1つ目は介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行う。対象者は比較的元気な高齢者向けのアンケートであり、市内合計3,000人を対象としている。対象者の抽出は志木市で行うが、集計・発送等は業者への委託を検討している。</p> <p>2つ目が、在宅介護調査であり、在宅介護を受けている対象者及びその家族を対象としている。調査の方式は、認定調査員の訪問調査に併せて実施する。配布、回収は志木市で行うが、集計は業者に行ってもらい、個人情報を業者へ扱わせるため当審議会へ諮問させていただいた。</p>	

<質疑応答>

委員) マニュアルでの管理とあるが、業者が作業を行うのは、市庁舎か業者の会社か。

説明員) 業者の会社で作業を行い、成果物とともに原本を回収する。

委員) 業者の会社で行うのは、若干懸念を感じる。業者へ渡る情報は原本を渡すのか、それとも個人情報を識別できないように加工した情報を渡すのか。

説明員) 原本をそのまま渡す。

委員) 原本をそのまま渡すのであれば、業者との間に保管・回収などの情報のやり取りについて取り決め、仕様へ記載しておかないのは調整不足だと感じる。

委員) 再委託の禁止とあるが、再委託した事例はあるのか。

説明員) 今まで行った事例はない。

委員) 個人情報の外部委託に関する調書に関して、業者が扱う個人情報という欄があるため、調査票の現物も確認したかった。その項目に思想・信条とあるが市のアンケート等でそれらを扱うものがあるのか。

事務局) 国の個人情報保護法でも個人情報と定められている情報であり、その情報を扱うということではなく、業務によっては扱うことのある個人情報の種類として記載している。

<結論>

保管・回収など情報の管理方法について取り決め、仕様に記載しておくべきである。その他、当審議会が出た意見を参考に事務を進めてほしい。

(2) 特定健診受診率向上事業受診勧奨業務委託について(健康政策課)

<説明員>

本事業は平成31年度の新規事業であり、国民健康保険の被保険者で特定健康審査を受診していない方を対象に、本人の同意を得てかかりつけ医からその方の情報を入手し、受診率の向上につなげるものである。主な業務としては、委託業者へ受診者のデータを渡し、委託業者は未受診者を抽出し郵送にて通知・同意書を送る。それを受け取った未受診者がかかりつけ医に情報提供の承諾を行い、診療情報は特定検診の項目を満たしているか確認を行い、満たしている場合に県医師会へ提出する。そして、県医師会は結果をデータ化し、市へ報告をするものである。この事業は県内で既に22自治体が行っている。

個人情報の取扱いに関しては、特記仕様書を作成している。特に個人情報の受渡しは、電子媒体に保管し、パスワードを設定した金属製のケースに入れ、双方が持っている鍵で施錠の上、セキュリティ便で受け渡しをするものとする。委託業務の終了時には、金属製のケースに入れ鍵と併せて市へ返却を行う。

<質疑応答>

委員)分析と結果の報告とあるが、業者から送られるのは統計データのように変わるのか。

説明員) その通りである。

委員)委託期間終了後の業者による情報の削除はどのように行うのか。

説明員)業務終了後に市へデータを回収し、削除を行う。

委員)セキュリティ便とは想像がつかないが、どのようなものか。インターネット上で送るものなのか。

説明員)セキュリティ便は受取人がサイン等をしない限り受け取ることができず、追跡機能を持ち、取り扱いに注意が必要となる宅配便である。アナログに鍵のかかる箱を使い、セキュリティ便を用いることでより強固に個人情報を扱うこととしている。

委員)デジタル上のデータなのでリスクは少ないが、セキュリティ便も1度はアナログに外部へ出てしまうので、流出する恐れがあることは肝に銘じておく必要がある。また、委託先のCD-ROMの取扱いや、作業従事者のデータを扱った履歴を取っておくなど、業者と詰めておく必要がある。

委員)志木市の受診率はどのくらいか。

説明員)受診率は40.6%であり、約11,000人に対し4,000人程度である。対象者は3,000人程度になると思われる。

<結論>

個人情報外部に漏れるリスクは低いが、受託者における個人情報の取扱い方法を明確にしておくべき。その他、当審議会が出た意見を参考に事務を進めてほしい。

(3) 文書保管等業務の外部委託について(総務課)

<説明員>

当業務については平成31年の年末に志木市では仮庁舎への移転が行われる。それに伴い文書箱の保存場所がなくなることにより、文書の保管、運搬などを業者へ委託することを予定している。

委託内容については、現在庁舎内で保管している約5,000箱を委託業者の文書保管庫へ移管した上で、業務上の必要性に応じ、取り寄せ・引取りを依頼することとなる。

契約期間は平成31年7月1日から平成36年6月30日までを予定しており、平成34年に移転する新庁舎も文書庫が不足するため、継続して委託をする予定である。

業者の選定に関しては、個人情報の取扱いに関する資格を所持し、別の自治体において実績のあるところを選定する予定である。

個人情報の取扱いに関しては、委託業者は保存箱を開けることはなく、文書そのものを取り

扱うことがない。保管庫に関しても施錠や入室制限等、十分な対策がされており、運搬車両においても同様に施錠や、警報装置などを備えているものを使用することを条件としている。

#### <質疑応答>

委員)情報公開などを求められた場合、遠隔地ではすぐに配達することができず、即日公開ができないのではないかと。また、現在保管している文書は廃棄する予定があるのか、永年保存は法務局で保管していないようなものも市で保管しているものもある。歴史的な価値があるものはどうするのか。

説明員)配達に関しては仕様には午後5時までに依頼すれば翌日に届くように記載を入れているのでその仕様に反する遠隔地は対象外である。また、今回の引継ぎに関しては市から業者へそのまま移管するものであり廃棄を行うということではない。減らすのは添付資料や誤った保存年限で保管されていた文書などだけである。

委員)保管場所は市で独立しているのか、それともほかの利用者との共有となるのか。そうだとしたら保存文書が混雑する懸念がある。

説明員)他の利用者で共同利用となることも想定している。混雑する懸念についてはバーコードにより箱単位で管理を行うことなど対策はなされおり、実績のある業者へ委託をするのでその恐れは低いと思われる。

委員)資格条件を厳しくしておく必要がある。

委員)仕様書の立地条件は、同時被災を避けるため離れた場所とするなどBCPの観点で条件が記載されているものかと考えるが、首都圏直下型の地震などが発生して庁舎がつぶれると、保管庫もつぶれる理屈になる。どういう意図でこれを記載しているのか。

説明員)仮庁舎から新庁舎移転後も本委託は継続を予定しており、志木よりも安全な場所を想定している。

#### <結論>

個人情報運用するのではなく、管理することから外部に漏れることはあってはならないため、業者の資格条件は厳格化しておかなければならない。その他、当審議会で出た意見を参考に事務を進めてほしい。

#### 【報告事項】

(4)避難行動要支援者システム更新について(防災危機管理課)

#### <説明員>

現在、避難行動要支援者システムは年1回基幹系システムからデータを抽出し、手作業でデータを更新しており、パソコン3台を配置しているが連携していないため、1台1台の登録が

必要となっている。それに対して、今回の新システムの導入により基幹系システムとの自動連携により週1回自動で更新を行うことで、各課の基幹系パソコンの情報も自動更新されるようになる。さらに、町内会や民生委員のデータに関しても区割りごとの印刷が可能となる。

個人情報の取扱いに関しては、業者が扱うのはシステム構築後のテスト環境から本番環境に移行する際及び稼働後にシステムの不具合が発生した場合のみである。

<質疑応答>

委員) パソコンは新規に4台導入するのか。

説明員) 現在使用している3台は回収し、現在使用している基幹系パソコンの画面に避難行動要支援者システムのアイコンを新たに貼り付けるため、パソコンを共有するイメージである。

委員) システムを外部委託するということやシステムが新しく構築されるという意味合いではないということか。

説明員) その通りである。

委員) システムを使用する職員へのリスクが軽減される。

説明員) その通りである。手入力がなくなるのでミスが少なくなり、正しい情報が伝えられるメリットがある。

#### (5) 外国人生活相談支援事業について (市民活動推進課)

<説明員>

本事業は業者への外部委託ではないが、市民ボランティアを活用した事業となり個人情報を扱うため、当審議会へ報告をさせていただく。

近年、外国人居住者は増加しており、5年前と比べると60%増加し、現在は約1,900人が志木市に在住している。今回の外国人生活相談支援事業は、日本語が不自由な外国人居住者が、市民税や保険料、子育て等に関して市役所へ相談・申請を行う際の通訳としてボランティアを配置することで、より住みやすい環境を整備しようとするものである。対象は市内在住の外国人で、相談支援員はボランティアであり、相談時は市の職員も立ち会う予定である。現在ボランティアについては英語で8名、中国語で1名の方に協力可能との回答をいただいている。本業務に関しては、守秘義務を前提に業務にあたってもらえるよう誓約書の記載も行ってもらおう。扱う個人情報については、相談内容の台帳等を作成するが、相談員が書類等を持ち帰ることはなく、他業務と同じように課のキャビネットに記録は保管していく。

<質疑応答>

委員) 相談員は市の書類に代理で記載することについても同様に守秘義務を負うのか。

説明員) その通りである。

委員) 窓口の手続きなどは別の通訳などがあるのか。

説明員) 特に置いてはいない。窓口対応等に対しても最初に5階の市民活動推進課へ来てもらうが、対象となる課へ一緒に同行する予定である。

#### (6) 空き家現地調査等支援業務委託について(環境推進課)

##### <説明員>

本業務は、平成31年度に空き家の現地調査を行うために業務委託を行うものである。利用する個人情報に関しては、水道情報、水栓位置情報、土地家屋図、家屋課税台帳、平成31年度空き家情報、土地建物の写真を取り扱い、個人情報の記録の件数としては800件ほどである。

こちらの内容については平成28年度に現地調査を行った際の業者が作成したものに基き仕様書を作成した。

##### <質疑応答>

委員) 市の庁舎内で作業をするのか。

説明員) データは業者委託するが、現地調査は市の職員が行う。現地調査は10月、11月辺りに行う予定である。期間は1か月程度である。

委員) 家屋課税台帳を使うとあり、扱う個人情報として電話番号があるとされているが、家屋課税台帳には電話番号は記載されていない。そして家屋課税台帳そのものは地方税法によってきつく取扱いが縛られており、課外への持ち出しはしないはずである。未登記家屋の情報があり、利用するのはわかるが家屋課税台帳の取扱いはどうするのか。

説明員) 家屋課税台帳は調査そのものに利用するというわけではなく、固定資産税のデータ等を用いて現地調査用データを作成するということである。

委員) データベースに記載をするわけではなく、その家屋の調査を行うかどうかの確認用を使うという認識なのではないか。

委員) 例えば海外などに行き、何月か水道メーターが動かない場合などを空き家と認定するのか。すべての空き家を調べるのではなく、約20,000件から抽出をして家屋課税台帳などの課税情報から空き家と認定するのか。

説明員) どちらかといえば後者の方である。

会長) 前回は町内会など地域の間から家屋の情報を確認することで空き家の情報を収集していた。現地調査で地域から情報を集めてから行っているのではないか。

委員) 地域から情報を集めてからどういった方が住んでいるのかなどを家屋課税台帳から確認するというならわかる。つまり、家屋課税台帳を用いて調査するというわけではなく、あくまで課税課から住所氏名などの登記情報の提供を受けて調査の参考にするということか。

説明員) その通りである。

(7) 志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画及び第6次志木市男女共同参画基本計画策定業務委託について（政策推進課）

<説明員>

本計画の趣旨について、平成32年度をもって計画期間が終了することから、平成33年度を初年度とする計画を新たに策定するものである。策定にあたっては市民のニーズを確認するために市民意識調査を行う。審議会へは一度諮問を行っているが、諮問を行ってから10年が経過しているため、再度審議会に報告を行うものである。

調査の概要については、志木市が住所と氏名が記載された宛名シール4,000枚を受託者へ提供し、受託者は調査票の作成、発送、回収及び分析を行った上で、その結果を成果物として市へ報告するものである。

<質疑応答>

委員) 発送作業や分析作業は庁舎内で行うのか。

説明員) 志木市の方で抽出を行い、業者へ手渡しで宛名シールを渡し、受託先で作業を行ってもらう。個人情報の取扱いは宛名シールのみであり、発送以降については個人情報の取扱いは発生しない。

3 閉 会